

地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について

1 計画変更の概要

令和7年6月に柏崎市地域公共交通活性化協議会において、地域間幹線系統として、補助対象と位置付けたバス路線について、ダイヤ改正に伴う計画変更を行うものです。

2 変更理由

ダイヤ改正実施に伴う変更。

3 添付資料

①地域公共交通計画別紙（令和8年度）変更案

今回の変更に係る、広域的・幹線的生活交通路線の運行計画案

②表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

計画により維持されるバス路線の概要及び予定補助額

③表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

計画により維持されるバス路線の詳細及び予定補助額の算定基礎

乗車運賃(令和8年4月1日現在)  
柏崎駅前から岡野町車庫前まで 大人：740円

**5 岡野町車庫前（じよんのび村）線** 柏崎駅前発着：3番線発 ※岡野町車庫前(岡野町)での接続については高柳町地域内交通「黒姫こーたん号」P17～18をご覧ください

岡野町車庫前方面	柏崎駅前	駅前2丁目	商工会議所前	東本町1丁目	東本町2丁目	東本町3丁目	羽森神社前	常盤高校前	四ツ谷	日吉町南	柏崎地域振興局入口	柏崎総合医療センター	茨目	柏崎インター	田尻山	上田尻	田尻小学校前	三ツ家	中道入口	安田駅前	明後沢入口	鳥越	下加納	中加納	上加納	鯖石校前	与板	宮平北	宮平	森近	行兼	宮の下	西之出入口	南鯖石農協前	田島入口	山室入口	山室中央	大沢中央	岡田中央	岡田中央	塩沢入口	貞観園前	高柳農協前	岡野町車庫前	じよんのび村	
	10:10	10:11	10:13	10:14	10:15	10:16	10:17	10:18	10:18	10:19	10:21	10:23	10:26	10:26	10:27	10:28	10:29	10:29	10:30	10:31	10:32	10:33	10:35	10:36	10:37	10:38	10:40	10:41	10:42	10:43	10:44	10:45	10:46	10:46	10:47	10:48	10:49	10:50	10:54	10:55	10:58	11:00	11:00	11:02	11:10	
	□	12:50	12:51	12:53	12:54	12:55	12:56	12:57	12:58	12:58	12:59	13:01	13:03	13:06	13:06	13:07	13:08	13:09	13:09	13:10	13:11	13:12	13:13	13:15	13:16	13:17	13:18	13:20	13:21	13:22	13:23	13:24	13:25	13:26	13:26	13:27	13:28	13:29	13:30	13:34	13:35	13:38	13:40	13:42	13:45	-
行き		15:45	15:46	15:48	15:49	15:50	15:51	15:52	15:53	15:53	15:54	15:56	15:58	16:01	16:01	16:02	16:03	16:04	16:04	16:05	16:06	16:07	16:08	16:10	16:11	16:12	16:13	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	16:20	16:21	16:21	16:22	16:23	16:24	16:25	16:29	16:30	16:33	16:35	16:37	16:40	-
		17:05	17:06	17:08	17:09	17:10	17:11	17:12	17:13	17:13	17:14	17:16	=	17:17	17:17	17:18	17:19	17:20	17:20	17:21	17:22	17:23	17:24	17:26	17:27	17:28	17:29	17:31	17:32	17:33	17:34	17:35	17:36	17:37	17:37	17:38	17:39	17:40	17:41	17:45	17:46	17:49	17:51	17:53	18:00	-
	フ☆	18:30	18:31	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:38	18:39	18:41	=	18:42	18:42	18:43	18:44	18:45	18:45	18:46	18:47	18:48	18:49	18:51	18:52	18:53	18:54	18:56	18:57	18:58	18:59	19:00	19:01	19:02	19:02	19:03	19:04	19:05	19:06	19:10	19:11	19:14	19:16	19:18	19:20	-

柏崎駅前方面	じよんのび村	岡野町車庫前	高柳農協前	貞観園前	塩沢入口	岡田中央	岡田中央	大沢中央	山室中央	山室入口	田島入口	南鯖石農協前	西之出入口	宮の下	行兼	森近	宮平	宮平北	与板	鯖石校前	上加納	中加納	下加納	鳥越	明後沢入口	安田駅前	中道入口	三ツ家	田尻小学校前	上田尻	田尻山	柏崎インター	茨目	柏崎総合医療センター	柏崎地域振興局入口	日吉町	常盤高校入口	柏崎営業所入口	東北電力前	南町	駅前通交差点	駅前2丁目	柏崎駅前	
	☆	-	7:00	7:01	7:01	7:02	7:04	7:05	7:08	7:09	7:10	7:12	7:13	7:13	7:14	7:15	7:16	7:17	7:18	7:19	7:20	7:21	7:22	7:23	7:25	7:26	7:27	7:28	7:29	7:29	7:30	7:31	7:32	7:32	=	7:33	7:35	7:36	7:37	7:39	7:40	7:41	7:42	7:50
	●	-	8:00	8:01	8:01	8:02	8:04	8:05	8:08	8:09	8:10	8:12	8:13	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:18	8:19	8:20	8:21	8:22	8:23	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:29	8:30	8:31	8:32	8:32	8:35	8:38	8:40	8:41	8:42	8:44	8:45	8:46	8:47	8:53
行き	☆	-	8:50	8:51	8:51	8:52	8:54	8:55	8:58	8:59	9:00	9:02	9:03	9:03	9:04	9:05	9:06	9:07	9:08	9:09	9:10	9:11	9:12	9:13	9:15	9:16	9:17	9:18	9:19	9:19	9:20	9:21	9:22	9:22	9:25	9:28	9:30	9:31	9:32	9:34	9:35	9:36	9:37	9:43
		-	11:30	11:31	11:31	11:32	11:34	11:35	11:38	11:39	11:40	11:42	11:43	11:43	11:44	11:45	11:46	11:47	11:48	11:49	11:50	11:51	11:52	11:53	11:55	11:56	11:57	11:58	11:59	11:59	12:00	12:01	12:02	12:02	12:05	12:08	12:10	12:11	12:12	12:14	12:15	12:16	12:17	12:23
	□	14:55	15:00	15:01	15:01	15:02	15:04	15:05	15:08	15:09	15:10	15:12	15:13	15:13	15:14	15:15	15:16	15:17	15:18	15:19	15:20	15:21	15:22	15:23	15:25	15:26	15:27	15:28	15:29	15:29	15:30	15:31	15:32	15:32	15:35	15:38	15:40	15:41	15:42	15:44	15:45	15:46	15:47	15:53
		16:55	17:00	17:01	17:01	17:02	17:04	17:05	17:08	17:09	17:10	17:12	17:13	17:13	17:14	17:15	17:16	17:17	17:18	17:19	17:20	17:21	17:22	17:23	17:25	17:26	17:27	17:28	17:29	17:29	17:30	17:31	17:32	17:32	17:35	17:38	17:40	17:41	17:42	17:44	17:45	17:46	17:47	17:53

☆ : 土曜・日曜・祝日及び8月2日・3日、13日～16日、12月29日～1月3日は運休  
 ● : 土曜・日曜・祝日及び8月2日・3日、13日～16日、12月29日～1月3日のみ運行  
 □ : 12月31日～1月3日は運休  
 フ : 鳥越～岡野町車庫間は、お客様の申告により自由に乗降ができます  
 ※じよんのび村発着便で、じよんのび村休館の場合は、柏崎駅前～岡野町車庫前発着となります

令和8年 月 日

(名称) 柏崎市地域公共交通活性化協議会

<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>			
(変更なし)			
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>			
<b>(1) 事業の目標</b>			
(変更なし)			
<b>(2) 事業の効果</b>			
(変更なし)			
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>			
(変更なし)			
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</b>			
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付			
<b>【表1の概要】</b> (単位:千円)			
	事業者数	系統数	国庫補助申請額
R8年度補助 (R7.10~R8.9運行)	1	3	14,515
①予定している時刻表・系統図 別紙を添付 (系統図)			
②運行予定者決定の流れ (変更なし)			
③輸送量が15人~150人/日と見込んだ根拠となる算出式 (変更なし)			
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>			
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付			
<b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b>			

(変更なし)

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

**【地域間幹線系統のみ】**

(変更なし)

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

## &lt;令和6年度&gt;

【第1回】令和6年5月15日～29日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 令和5年度事業報告・歳入歳出決算報告について
- ・ 令和6年度事業計画・予算について

【第2回】令和6年6月17日～24日（書面にて開催し承認を得た）  
から承認を得た。）

- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）について
- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）について

【第3回】令和6年8月1日～13日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ AI新交通あいくるの運行区域の拡大について

【第4回】令和6年10月15日（参集にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通ネットワークの再構築について
- ・ 市街地循環バスのダイヤ等の見直しについて
- ・ 柏崎市地域公共交通利便増進計画の策定について

【第5回】令和6年12月13日～23日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価について

【第6回】令和7年1月20日～30日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 自家用有償旅客運送の更新登録について

【第7回】令和7年2月27日～28日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について

## &lt;令和7年度&gt;

【第1回】令和7年5月12日～23日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 令和6年度事業報告・歳入歳出決算報告について
- ・ 令和7年度事業計画・予算について

【第2回】令和7年6月18日～27日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）について
- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）について

【第3回】令和7年8月8日～19日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ （北・東エリア）あいくるの利用料について
- ・ （北・東エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通(株)路線バス停留所での停車に係る合意について

【第4回】令和7年6月18日～27日（参集にて開催し承認を得た）

- ・ 市西部・南部地域におけるAI新交通あいくるの新規運行について
- ・ 地域公共交通計画の中間評価について
- ・ 利便増進計画の改定について
- ・ 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域フィーダー系統・地域間幹線系統）の事業評価について

【第5回】令和8年1月16日～26日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について
- ・ （南エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通(株)路線バス停留所での停車に係る合意について

【第6回】令和8年2月18日～25日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 市西部地域におけるA I新交通あいくるの新規運行に係る米山地区乗合タクシーの運行期間変更について

【第7回】令和8年3月9日～13日

- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について
- ・ 地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について

## 19. 利用者等の意見の反映状況

（変更なし）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
新潟県	越後交通株式会社	(32) 長岡～柏崎①	3,708.5	令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略
	越後交通株式会社	(33) 長岡～柏崎②	4,873.5	
	越後交通株式会社	(40) 柏崎～岡野町	5,933.5	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			14,515	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を經由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	越後交通株式会社	令和8年度
------	----------	-------

※令和7年度、令和8年度については、令和6年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間: R6年度実績(R5.10.1~R6.9.30)

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	997,486 千円	営業外収益	7,435 千円	経常収益(イ)	1,004,921 千円
	営業費用	1,816,264 千円	営業外費用	12,669 千円	経常費用(ロ)	1,828,933 千円
	営業損益	▲ 818,778 千円	営業外損益	▲ 5,234 千円	経常損益	▲ 824,012 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,858,308.4 km			経常収支率	54.94 %	

(2) 基準期間の前年度: R5年度実績(R4.10.1~R5.9.30)

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	985,300 千円	営業外収益	4,930 千円	経常収益(イ)	990,230 千円
	営業費用	1,773,746 千円	営業外費用	14,752 千円	経常費用(ロ)	1,788,498 千円
	営業損益	▲ 788,446 千円	営業外損益	▲ 9,822 千円	経常損益	▲ 798,268 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	5,111,344.8 km			経常収支率	55.36 %	

(3) 基準期間の前々年度: R4年度実績(R3.10.1~R4.9.30)

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	939,312 千円	営業外収益	12,838 千円	経常収益(イ)	952,150 千円
	営業費用	1,818,064 千円	営業外費用	16,525 千円	経常費用(ロ)	1,834,589 千円
	営業損益	▲ 878,752 千円	営業外損益	▲ 3,687 千円	経常損益	▲ 882,439 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	5,434,898.8 km			経常収支率	51.89 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	337円.55銭	349円.90銭	376円.45銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	354円63銭	394円29銭	354円63銭	206円84銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ( ) ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他系統との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ)-(リ+ヌ+ル)÷チ=ワ					
				起点	主な経由地	終点					チ	オ	オ÷チ=ク	リ		ヌ	ル	ル÷チ										
羽越	(E19)		長岡～柏崎①	長岡駅前	當地	柏崎駅前	365	日	2062.0 (5.6)	回	5.9	33.0人	往 36.0km 復 36.0km	36.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 22.1km 復 22.1km	22.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	%	38.611	
羽越	(E20)		長岡～柏崎②	長岡駅前	西山	柏崎駅前	365	日	1386.5 (3.7)	回	5.2	19.2人	往 38.6km 復 38.6km	38.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 23.5km 復 23.5km	23.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	%	39.119	
羽越	E27		柏崎～岡野町	柏崎駅前	柏崎総合医療	じよんのび村	365	日	1729.0 (4.7)	回	4.7	22.0人	往 25.4km 復 25.0km	25.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	%	100.000	
合計			3系統										往 100.0km 復 99.6km	99.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 45.6km 復 45.6km	45.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km					

合計シートの申請番号	全体キロに対する市町村内のキロ
E19	往復 13.90
E20	往復 13.90
E27	往復 15.10
	往復 15.10
	往復 25.40
	往復 25.00

(2) 補助対象経費の算定

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ)-(リ+ヌ+ル)÷チ=ワ	計画実車走行キロ フ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象経常費用の見込額 (d+e+f)/3 =ニ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=f				
羽越	(E19)		38.611%	120,382.7km	42,691,316 円	172 円/84銭	24,142,008 円	176,976.9 km	136 円/41銭	28,326,003 円	153,499.9 km	184 円/53銭	26,480,091 円	134,009.8 km	197 円/59銭	20,806,945 円	21,884,371 円	19,211,092 円	19,211,092 円
羽越	(E20)		39.119%	156,141.8km	55,372,566 円	141 円/40銭	15,672,737 円	177,877.8 km	88 円/10銭	29,964,568 円	171,207.5 km	175 円/01銭	27,244,085 円	169,106.9 km	161 円/10銭	22,078,450 円	33,294,116 円	24,917,654 円	24,917,654 円
羽越	E27		100.000%	87,376.5km	30,986,328 円	130 円/18銭	15,034,937 円	142,119.8 km	105 円/79銭	14,808,875 円	116,961.6 km	126 円/61銭	15,413,656 円	97,467.9 km	158 円/14銭	11,374,672 円	19,611,656 円	13,943,847 円	13,943,847 円
合計				363,901.0km	129,050,210 円		54,855,170 円	496,990.3km		73,099,546 円	441,669.0km		69,137,832 円	400,584.6km		54,260,067 円	74,790,143 円	58,072,593 円	58,072,593 円

合計シートの申請番号	
E19	
E20	
E27	

(3) 負担者及び負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×みなし運行回数÷①計画運行回数=本	補助対象経常費用 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	(E19)		7,417,594 円	7,417,594 円		7,417千円	3,708.5千円	21,884,371 円	18,175,871 円	3,708,500 円	20.4%	1,028,470 円	5.7%	13,434,597 円	73.9%	4,304 円	0.0%	国、県、長岡市、刈羽村
羽越	(E20)		9,747,537 円	9,747,537 円		9,747千円	4,873.5千円	33,294,116 円	28,420,616 円	4,873,500 円	17.1%	3,265,952 円	11.5%	20,269,791 円	71.3%	11,373 円	0.0%	国、県、長岡市、刈羽村
羽越	E27		13,943,847 円	13,943,847 円	11,867,103 円	11,867千円	5,933.5千円	19,611,656 円	13,678,156 円	5,933,500 円	43.4%	5,667,809 円	41.4%	0 円	0.0%	2,076,847 円	15.2%	
合計			31,108,978 円	31,108,978 円	11,867,103 円	29,031千円	14,515千円	74,790,143 円	60,274,643 円	14,515,500 円	24.1%	9,962,231 円	16.5%	33,704,387 円	55.9%	2,092,525 円	3.5%	

合計シートの申請番号	全体キロに対する市町村内のキロ割合
E19	38.611%
E20	39.119%
E27	100.000%

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(子)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、至年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。  
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について

1 計画変更の概要

令和7年6月に柏崎市地域公共交通活性化協議会において、地域内フィーダー系統として、補助対象と位置付けたバス路線について、ダイヤ改正に伴う計画変更を行うものです。

2 変更理由

ダイヤ改正実施に伴う変更

3 添付資料

①地域公共交通計画別紙（令和8年度）変更案

今回の変更に係る、地域内フィーダー路線の運行計画案

②表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

計画により維持されるバス路線の概要

③地域内フィーダー系統確保維持事業（路線型）運行便数算出表

計画により維持されるバス路線の詳細及び予定補助額の算定基礎

乗車運賃(令和8年4月1日現在)  
 柏崎駅前から野田まで 大人：560円

15 野田線 柏崎駅前発着：2番線発

野田方面 行き	フリー乗降区間																																									
	柏崎駅前	駅前2丁目	商工会議所前	東本町1丁目	東本町2丁目	東本町3丁目	羽森神社前	常盤高校前	四ツ谷	日吉町南	柏崎地域 振興局入口	柏崎総合医療 センター	柏崎地域 振興局入口	北半田1丁目	田中入口	穂波町	枇杷島	関町	宮場町	総合高校前	田子屋三叉路	下方	上方	新道農協前	新道局前	駐在所前	竜雲寺	黒滝長泉寺	宮の窪	上条農協前	上条局前	佐水橋	山口神社前	出川	野田農協前	野田中央	高橋	田屋	石塚	木沢	木沢入口	野田
☆	11:35	11:36	11:38	11:39	11:40	11:41	11:42	11:43	11:43	11:44	11:46	11:48	11:51	11:53	11:55	11:56	11:57	11:58	11:59	12:00	12:01	12:02	12:03	12:05	12:06	12:07	12:09	12:10	12:10	12:11	12:11	12:12	12:12	12:14	12:15	=	12:16	12:17	12:18	12:19	12:20	12:21
☆	16:05	16:06	16:08	16:09	16:10	16:11	16:12	16:13	16:13	16:14	=	=	=	16:15	16:17	16:18	16:19	16:20	16:21	16:22	16:23	16:24	16:25	16:27	16:28	16:29	16:31	16:32	16:32	16:33	16:33	16:34	16:34	16:36	16:37	=	16:38	16:39	16:40	16:41	16:42	16:45
☆	18:20	18:21	18:23	18:24	18:25	18:26	18:27	18:28	18:28	18:29	=	=	=	18:30	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:39	18:40	18:42	18:43	18:44	18:46	18:47	18:47	18:48	18:48	18:49	18:49	18:51	18:52	=	18:53	18:54	18:55	18:56	18:57	19:00

柏崎駅前方面 行き	フリー乗降区間																																							
	野田	木沢入口	木沢	石塚	田屋	高橋	野田中央	野田農協前	出川	山口神社前	佐水橋	上条局前	上条農協前	宮の窪	黒滝長泉寺	竜雲寺	駐在所前	新道局前	新道農協前	上方	下方	田子屋三叉路	総合高校前	宮場町	関町	枇杷島	穂波町	田中入口	北半田1丁目	柏崎地域 振興局入口	柏崎総合医療 センター	柏崎地域 振興局入口	日吉町	常盤高校入口	柏崎営業所 入口	東北電力前	南町	駅前通交差点	駅前2丁目	柏崎駅前
☆	7:10	7:10	7:12	7:13	7:14	7:14	=	7:16	7:17	7:19	7:19	7:20	7:20	7:21	7:21	7:22	7:24	7:25	7:26	7:27	7:28	7:29	7:30	7:31	7:32	7:34	7:35	7:36	7:38	=	=	=	7:40	7:41	7:42	7:44	7:45	7:46	7:47	7:49
☆	8:50	8:50	8:52	8:53	8:54	8:54	=	8:56	8:57	8:59	8:59	9:00	9:00	9:01	9:01	9:02	9:04	9:05	9:06	9:07	9:08	9:09	9:10	9:11	9:12	9:14	9:15	9:16	9:18	9:20	9:22	9:25	9:27	9:28	9:29	9:31	9:32	9:33	9:34	9:34
☆	12:30	12:30	=	=	=	=	12:31	12:31	12:32	12:34	12:34	12:35	12:35	12:36	12:36	12:37	12:39	12:40	12:41	12:42	12:43	12:44	12:45	12:46	12:47	12:49	12:50	12:51	12:53	=	=	=	12:55	12:56	12:57	12:59	13:00	13:01	13:02	13:05
☆	16:50	16:50	=	=	=	=	16:51	16:51	16:52	16:54	16:54	16:55	16:55	16:56	16:56	16:57	16:59	17:00	17:01	17:02	17:03	17:04	17:05	17:06	17:07	17:09	17:10	17:11	17:13	=	=	=	17:15	17:16	17:17	17:19	17:20	17:21	17:22	17:25

☆：土曜・日曜・祝日及び8月2日・3日、13日～16日、12月29日～1月3日は運休

※『フリー乗降区間』では、運転士への申告により自由に乗降ができます

運行：越後交通(株)柏崎営業所  
 ☎ 0257-23-5250

令和8年3月 日

(名称) 柏崎市地域公共交通活性化協議会

<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
(変更なし)
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
(1) 事業の目標
(変更なし)
(2) 事業の効果
(変更なし)
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
(変更なし)
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</b>
表1を添付。
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
柏崎市から運行事業者への補助金額等については、それぞれ次のとおりとする。 ・東市街地循環線：上限額を設けた上で、運行収支差額から国庫補助金を差し引いた額を負担する。6,390千円 ・野田線、久米線：運行収支差額の11/20に相当する額から国庫補助金を差し引いた額を負担する。5,407千円 ・A1新交通あいくる：運行収支差額(中央エリア)、運行単価に基づく運行経費(北・東エリア)を負担する。66,103千円
<b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b>
(変更なし)
<b>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</b> <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
該当なし

<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>(変更なし)</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>

## 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

## (1) 事業の目標

該当なし

## (2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

## &lt;令和6年度&gt;

【第1回】令和6年5月15日～29日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 令和5年度事業報告・歳入歳出決算報告について
- ・ 令和6年度事業計画・予算について

【第2回】令和6年6月17日～24日（書面にて開催し承認を得た）から承認を得た。）

- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）について
- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）について

【第3回】令和6年8月1日～13日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ AI新交通あいくるの運行区域の拡大について

【第4回】令和6年10月15日（参集にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通ネットワークの再構築について
- ・ 市街地循環バスのダイヤ等の見直しについて
- ・ 柏崎市地域公共交通利便増進計画の策定について

【第5回】令和6年12月13日～23日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価について

【第6回】令和7年1月20日～30日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 自家用有償旅客運送の更新登録について

【第7回】令和7年2月27日～28日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について

## &lt;令和7年度&gt;

【第1回】令和7年5月12日～23日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 令和6年度事業報告・歳入歳出決算報告について
- ・ 令和7年度事業計画・予算について

【第2回】令和7年6月18日～27日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）について
- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）について

【第3回】令和7年8月8日～19日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ （北・東エリア）あいくるの利用料について
- ・ （北・東エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通(株)路線バス停留所での停車に係る合意について

【第4回】令和7年12月22日（参集にて開催し承認を得た）

- ・ 市西部・南部地域におけるAI新交通あいくるの新規運行について
- ・ 地域公共交通計画の中間評価について
- ・ 利便増進実施計画の改定について
- ・ 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域フィーダー系統・地域間幹線系統）の事業評価について

【第5回】令和8年1月16日～26日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について
- ・ （南エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通(株)路線バス停留所での停車に係る合意について

【第6回】令和8年2月18日～25日（書面にて開催し承認を得た）

- ・ 市西部地域におけるA I 新交通あいくるの新規運行に係る米山地区乗合タクシーの運行期間変更について

【第7回】令和8年3月9日～13日

- ・ 地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について
- ・ 地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について

#### 19. 利用者等の意見の反映状況

（変更なし）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
柏崎市	越後交通株式会社	(1) 東市街地循環線 (比角先回り)	柏崎駅	アルフォーレ	柏崎駅	往12.2km 循環	365日	1333			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎- 長岡線」の「柏崎駅 前」バス停を共有	③
		(2) 東市街地循環線 (半田先回り)	柏崎駅	アルフォーレ	柏崎駅	往12.5km 循環	365日	1571			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎- 長岡線」の「柏崎駅 前」バス停を共有	③
		(3) 野田線 (日吉町経由)	柏崎駅	日吉町	野田	往 km 復15.8km	237日	237			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎- 長岡線」の「柏崎駅 前」バス停を共有	③
		(4) 野田線 (石塚経由)	柏崎駅	石塚	野田	往18.6km 復18.2km	297日	415.5			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎- 長岡線」の「柏崎駅 前」バス停を共有	③
		(5) 野田線 (医療センター経由)	柏崎駅	医療センター	野田	往20.5km 復20.1km	237日	237			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎- 長岡線」の「柏崎駅 前」バス停を共有	③
		(6) 久米線	柏崎駅	南下	久米	往15.7km 復15.4km	237日	474			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎- 長岡線」の「柏崎駅 前」バス停を共有	③
	越後交通株式会社 柏崎交通株式会社 大和タクシー株式会社 柏崎市	(7) AI新交通あいくる		市内中央 エリア・北 東エリア			240日	16,010			区域運行	①	地域幹線系統「柏崎- 長岡線」の「柏崎駅 前」、「長嶺入口」、 「西山農協前」、「礼 拝」、「坂田三叉路」、 「小坂下」、「小黒須 入口」、「小黒須」、「五 十土」バス停を共有 地域幹線系統「岡野 町車庫前線」の「下加 納」、「中加納」、「上 加納」、「鱈石小学校 前」、「与板」、「宮平北 」 「宮平」バス停を共有	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



自治体名	柏崎市				事業者名	越後交通株式会社				申請番号	4		運行系統名	石塚・野田線												計画実車キロ	15,337.8km	
系統キロ程(往路)	18.6 km				系統キロ程(復路)	18.2 km				循環系統の別	循環以外の系統	計画運行日数	297日	計画運行回数	415.5回	実績運行日数	日	実績運行回数	0.0回									

		:土曜				:日曜				:祝日																																合計	
2025	~	2026	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	累計								
4月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			月計	累計								
	計画運行回数	往路	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2		2		42	338								
		復路	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1		1		21	199								
	実績運行回数	往路																																	0	0							
		復路																																	0	0							
5月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計									
	計画運行回数	往路	2						2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2		36	374									
		復路	1						1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1		18	217									
	実績運行回数	往路																																0	0								
		復路																																0	0								
6月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計										
	計画運行回数	往路	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	44	418									
		復路	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	22	239									
	実績運行回数	往路																															0	0									
		復路																															0	0									
7月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計									
	計画運行回数	往路	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2				2	2	2	2			2	2	2	2	44	462									
		復路	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1				1	1	1	1			1	1	1	1	22	261									
	実績運行回数	往路																															0	0									
		復路																															0	0									
8月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月計	累計									
	計画運行回数	往路				2	2	2	2			2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	34	496									
		復路				1	1	1	1			1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	278									
	実績運行回数	往路																															0	0									
		復路																															0	0									
9月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計										
	計画運行回数	往路	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2						2	2			2	2	2	38	534									
		復路	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1						1	1			1	1	1	19	297									
	実績運行回数	往路																															0	0									
		復路																															0	0									

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。
2. 各月については計画回数のみ記載すること。

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。
2. 計画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。